

添付法令資料 3 :

自由貿易区域及び自由港の運営に関する 2021 年 2 月 2 日付  
インドネシア共和国政令 No.41 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 組織
  - 第 1 節 通則 (第 3 条)
  - 第 2 節 区域委員会 (第 4 条ないし第 7 条)
  - 第 3 節 事業体
    - 第 1 款 通則 (第 8 条ないし第 12 条)
    - 第 2 款 財務管理 (第 13 条ないし第 17 条)
    - 第 3 款 職員 (第 18 条)
    - 第 4 款 報酬 (第 19 条)
- 第 3 章 許認可サービス (第 20 条)
- 第 4 章 資産の開発及び利用 (第 21 条)
  - 第 1 節 ハン・ナディム空港 (第 22 条及び第 23 条)
  - 第 2 節 港湾 (第 24 条及び第 25 条)
  - 第 3 節 水、廃棄物その他の資産 (第 26 条)
- 第 5 章 自由貿易区域及び自由港における優遇及び便宜
  - 第 1 節 通則 (第 27 条)
  - 第 2 節 物品の輸出入 (第 28 条ないし第 33 条)
    - 第 1 款 物品の輸送、荷揚げ、荷積み及び保管 (第 34 条ないし第 37 条)
    - 第 2 款 税関申告 (第 38 条)
    - 第 3 款 税関検査 (第 39 条)
    - 第 4 款 税関アクセス (第 40 条)
    - 第 5 款 課税品事業者基本番号 (第 41 条)
    - 第 6 款 記録 (第 42 条)
    - 第 7 款 関税、課税及び物品税の枠組みにおける共同検査 (第 43 条)
    - 第 8 款 税関総局及び／又は税務総局と事業体との間のサービス及び監督の枠組みにおける協力 (第 44 条ないし第 47 条)
  - 第 3 節 課税の優遇 (第 48 条ないし第 57 条)
  - 第 4 節 関税の優遇 (第 58 条ないし第 60 条)
  - 第 5 節 物品税の優遇 (第 61 条及び第 62 条)
  - 第 6 節 出入国の優遇 (第 63 条)
  - 第 7 節 禁止及び制限 (第 64 条ないし第 66 条)
- 第 6 章 バタム、ピンタン及びカリムン地域の開発及び管理 (第 67 条)
- 第 7 章 罰則 (第 68 条ないし第 72 条)

- 第8章 雑則（第73条）  
第9章 経過規定（第74条ないし第77条）  
第10章 終則（第78条ないし第81条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所